# 初任給に関する企業の動向アンケート(2025年度) 帝国データバンク

株式会社帝国データバンクは、新卒社員の初任給について企業へアンケートを行い、その結果(レポート)を公表しました。 今号は、このレポートからの抜粋です。(詳細は帝国データバンクのHPで <a href="https://www.tdb.co.jp/report/economic/20250214-startingsalary2025/">https://www.tdb.co.jp/report/economic/20250214-startingsalary2025/</a>) ※アンケート期間は 2025 年 2 月 7 日~12 日、有効回答企業数は 1,519 社(インターネット調査)

## 1. 企業の7割が初任給を引き上げ、平均引き上げ額は9,114円

2025 年 4 月入社の新卒社員に支給する初任給を前年度から改定したかどうか尋ねたところ、初任給の引き上げ有無を回答した企業のうち、「引き上げる」企業の割合は 71.0%と 7 割に達した。一方で、「引き上げない」は 29.0%だった。 引き上げ額は、「1 万~2 万円未満」と回答した企業が 41.3%で最も高く、平均額は 9.114 円だった。

#### 2. 初任給を引き上げる中小企業の割合高まる、「小規模企業」は全体を88ポイント下回る

「初任給を引き上げる」と回答した企業の割合を規模別にみると、「中小企業」は71.4%で、「大企業」(69.6%)よりも高くなった。一方で、「小規模企業」は62.2%と全体を8.8 ポイント下回り、規模間で格差がみられた。

### 3. 初任給『20万円未満』は24.8%で、前年度から10.4ポイント減。「25万~30万円未満」も2ケタへ上昇

初任給額は、「20万~25万円未満」が62.1%でトップだった。また、初任給が『20万円未満』の割合は前年より10.4ポイントも低下した。初任給を引き上げる動きが強まっているが、その背景には物価高騰への対応、さらには最低賃金の上昇にともなう調整があると考えられる。

物価の上昇が続くなか、初任給の引き上げは新たな人材確保には必要であるが、既存社員の給与とのバランスをとることも 重要であり、人件費の総額を増やす施策も必要となってくるであろう。しかし、原材料費の高騰によるコストアップや物価上 昇にともなう消費の停滞など厳しい経営環境のなかで、特に中小企業が賃上げのための原資を確保することは容易なことでは ない。実際、本調査の結果では人材確保のために苦渋の選択を迫られ、苦しいながらも賃上げを行った中小企業も多くみられ る。

企業からの声「初任給を引き上げる」		
物価上昇の反映もあるが、競争力向上のため初任給だけでなく全体のベースアップも実施する	大企業	人材派遣·紹介
採用力および社員の生活を考慮し、全体の賃上げも行う。しかし、原価高のなかで中小企業にとって賃上げの限界はある。政府には価格転嫁しやすい環境の整備など対策を実施してほしい	中小企業	情報サービス
初任給、既存社員の給与ともに引き上げた。しかし、利益を出せないなか、今後の賃上げ要請に 対し、中小企業は持ちこたえられなくなり、倒産も増えていくと考える	中小企業	旅館・ホテル
業界の平均初任給に対し、少しでも上げていかないと入社希望者がいない	中小企業	運輸·倉庫
既存社員の賃上げも同等に行う予定。増加した給与分を補填するために売り上げを増加させる 努力はするが、それと同時に今まで以上に国の支援策も求める	中小企業	機械・器具卸売
企業からの声「初任給を引き上げない」/「新卒社員採用なし」		
新卒採用はないが、他社の初任給引上げと物価上昇を考慮して、当社でも既存社員の生活水準 を確保するために給与水準の引き上げを検討中	大企業	建設
初任給を引き上げるよりは、入社後 3~5 年程度経った社員など、長く勤めることが見込める 社員の給与を上げたいと考えている	大企業	その他製造
初任給を上げたいが、物価や人件費の高騰で経営が厳しくなっているため、実施できない状況	中小企業	運輸·倉庫
賃上げする余力がないため、新卒者を採用する代わりに他社の定年を迎えた嘱託社員を積極採 用している	小規模企業	金融

#### 協会けんぽの2025 年度の健康保険料率・介護保険料率が決定、公表されました

協会けんぽでは例年3月分(4月納付分)より健康保険料率・介護保険料率の見直しを行っており、2025年度分についても検討が行われていましたが、先日、協会けんぽから決定した旨の公表が行われました。

都道府県支部別の料額表も公開されましたので、ご確認をお願いします。

(料額表のダウンロードはこちらから https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/)

キリン社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 入来院 重宏 〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 TEL 042-316-6420